

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるときは、
翌日)

目 次

◇ 規 則 告 示

- 職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理国民健康保険法として登録があつたものとみなされるもの
- 土地改良区の設立の認可
- 土地改良事業の認可
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(十件)
- 入会林野整備計画の適否の決定
- 鳥獣保護区の存続期間の更新
- 休猟区の設定
- 銃猟禁止区域の設定
- 森林病虫害等防除法による松くい虫の駆除命令
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
- 鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園児募集要項遊技機の型式の認定

規 則

鳥取県規則第五十八号

職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表の第一号中「公害苦情相談員」の下に「防疫員」を加え、同表の第二号中「防疫監吏」を削り、「用務主任・守衛」の下に「現業主事」を加え、同表の第三号中「防疫技師」を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。
 - 別表第二の一等級の項第四号、二等級の項第二号及び三等級の項中「医療助手」の下に「現業主事」を加える。

告 示

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
天野 医院	東伯郡大栄町大字由良宿字鋤ヶ崎二一五	昭和六十年十月十六日
境港ドラッグ	境港市相生町一一八	昭和六十年十月十五日

鳥取県告示第千二十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
天野 医院	東伯郡大栄町大字由良宿字鋤ヶ崎二一五	全 国	昭和六十年十月十六日
境港ドラッグ	境港市相生町一一八	"	昭和六十年十月十五日

鳥取県告示第千三十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
田 辺 芳 雄	鳥国医第三、三一九号	昭和六十年十月七日

谷川 昇	鳥国医第三、三二〇号	〃
竹信 敦 充	鳥国医第三、三二一号	〃

鳥取県告示第千三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、溝口土地改良区については、昭和六十年十月二十九日設立の認可をし、同条第二項の規定により成立したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東鴨土地改良区が行う土地改良事業（非補助事業東鴨地区農道整備）を昭和六十年十月二十九日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千三十三号

三朝町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業穴鴨（上西谷）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十一月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三十四号

三朝町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業穴鴨（小原）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地

改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十一月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三十五号

三朝町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業穴鴨（下西谷）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十一月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三十六号

溝口町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業大内地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十一月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三十七号

三朝町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業穴鴨（大谷）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十一月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三十八号

名和町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業下大山区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十一月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三十九号

名和町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業下大山区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十一月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十号

日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）猪子原地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十一月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議あがるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十一号

日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）豊米地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十一月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十二号

日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）上萩山地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十一月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十三号

岩美郡岩美町大字陸上六九一一一陸上入会林野整備組合組合長中嶋武雄から申請のあつた陸上入会林野整備計画については、昭和六十年十月三日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

陸上入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十一月二日から三十一日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十四号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）

第一条第二項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八号）第二十條の規定により告示する。

昭和六十年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区 域	存続期間	面 積
打吹山鳥獣保護区	倉吉市仲ノ町地内の県道倉吉福本線と市道葵町塚町三丁目線との交差点を起点とし、同所から同市道を南方に進み、市道葵町湊町線に至り、同市道を東方に進み、市道野球場テニスコート線に至り、同市道を南西に進み、外道山登山コースの山道に至り、同山道を南東及び西方に進み、外道山山頂に至り、同所から外道山ハイキングコースを西方に進み、市道みどり町二号線に至り、同市道を北西に進み、市道みどり町中央線に至り、同市道を北西に進み、市道余戸谷八幡線に至り、同市道を北方に進み、市道瀬崎町鍛冶町二丁目線に至り、同市道を北東	昭和六十年十一月十五日から昭和七十一年十月三十一日まで	一五九ヘクタール

に進み、県道倉吉福本線に至に、同県道を
東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の
地域

鳥取県告示第千四十五号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区	名称	区	域	存続期間	面積
金沢休猟	鳥取市と気高町との境界と国鉄山陰本線との交点を起点とし、同所から同鉄道を東方に進み、県道金沢伏野線に至り、同県道を南方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を東方に進み、県道矢矧松原線に至			昭和六十年十一月一日から昭和六十年十月	一、一〇二ヘクタール

区	河内休猟	鳥取市矢矧地内の県道矢矧松原線と林道鳥取中央線との交差点を起点とし、同所から同林道を北東及び南東に進み、県道河内鳥取線に至り、同県道を南西に進み、国有林と民有林との境界に至り、同境界を北方に進み、鳥取市と鹿野町との境界に至り、同境界を北東に進み、県道矢矧松原線に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	三十一日まで	一、二五二ヘクタール
---	------	---	--------	------------

区	明辺休猟	八頭郡那家町大字姫路地内の県道国府八東線と林道河合谷線との交差点を起点とし、同所から同林道を東方及び北西に進み、那家町と国府町との境界に至り、同境界を東方に進み、那家町と八東町との境界に至り、同境界を南西に進み、八東町大字横地から那家町大字明辺に通ずる山道に至り、同山道を北方に進み、作業道明辺一号線に至り、同作業道を北方に進み、林道横地越線に至	昭和六十年十一月一日から昭和六十年十月三十一日まで	一、〇七五ヘクタール
---	------	---	---------------------------	------------

<p>屋堂羅林 獵区</p>	<p>江波休獵 区</p>	
<p>八頭郡若松町大字大炊地内の県道村岡若松線と国道二十九号との交差点を起点とし、同所から同国道を北西に進み、県道若松温泉線に至り、同県道を北方に進み、大字赤松と大字来見野との境界に至り、同境界を東南及び北東に進み、大字赤松と大字諸鹿との境界に至り、同境界を東方に進み、大字屋堂羅と大字諸鹿との境界に至り、同境界を東方に進み、民有林と固有林との境界に至り、同境界を南西、南東及び北東に進み、町道春米桑ヶ仙線に至り、同町道を南</p>	<p>八頭郡用瀬町大字安蔵地内の県道加茂用瀬線と町道山口四号線との交差点を起点とし、同所から同町道を南西に進み、固有林と民有林との境界に至り、同境界を西方に進み、用瀬町と智頭町との境界に至り、同境界を西方に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を西方に進み、県道加茂用瀬線に至り、同県道を北東及び東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>り、同林道を北方に進み、町道明辺線に至り、同町道を西方に進み、県道国府八東線に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>昭和六十年十一月一日から昭和六十年十月三十一日まで</p>	<p>昭和六十年十一月一日から昭和六十年十月三十一日まで</p>	
<p>二、三〇〇ヘクタール</p>	<p>一、五五〇ヘクタール</p>	

<p>北谷休獵 区</p>	<p>羽衣石休獵 区</p>	
<p>倉吉市上大立地内の市道上大立地蔵峠線と県道下見関金線との交差点を起点とし、同所から同県道を南方及び東方に進み、県道倉吉江府溝口線に至り、同県道を西方に進み、市道上大立地蔵峠線に至り、同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>東伯郡東郷町大字長和田地内の町道長和田門田線と県道倉吉青谷線との交差点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、県道三朝東郷線に至り、同県道を南東及び南方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を西方に進み、町道宮ノ谷線に至り、同町道を北方に進み、町道十万寺線に至り、同町道を北方に進み、町道長和田門田線に至り、同町道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>方に進み、県道村岡若松線に至り、同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>昭和六十年十一月一日から昭和六十年十月三十一日まで</p>	<p>昭和六十年十一月一日から昭和六十年十月三十一日まで</p>	
<p>二、三六八ヘクタール</p>	<p>七、六六〇ヘクタール</p>	

<p>区 久住休猟</p>	<p>区 根雨休猟</p>	<p>区 中山休猟</p>
<p>日野郡日南町上菅地内の国道百八十号と林道才木谷線との交差点を起点とし、同所から同林道を北方に進み、林道久谷線に至り、同林道を北方に進み、本山越山道に至</p>	<p>日野郡日野町安原地内の国道百八十号と林道大谷線との交差点を起点とし、同所から同林道を北西に進み、間伐作業道大谷二号線に至り、同作業道を北西に進み、日野町と溝口町との境界に至り、同境界を北東に進み、日野町と江府町との境界に至り、同境界を南東及び北東に進み、国道百八十一号に至り、同国道を南西に進み、国道百八十号に至り、同国道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>大山線に至り、同県道を南方及び南西に進み、町道住吉萩原線に至り、同町道を北方に進み、町道樋口高橋線に至り、同町道を西方に進み、町道退休寺樋谷線に至り、同町道を北方に進み、町道中尾高橋線に至り、同町道を西方に進み、町道上市樋谷線に至り、同町道を北西に進み、国鉄山陰本線に至り、同鉄道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>昭和六十年十一月一日から昭和六</p>	<p>昭和六十年十一月一日から昭和六十年十月三十一日まで</p>	<p>昭和六十年十一月一日から昭和六十年十月三十一日まで</p>
<p>一、五四〇ヘクタール</p>	<p>一、三七〇ヘクタール</p>	<p>一、六〇〇ヘクタール</p>

<p>鳥取県告示第千四十六号</p> <p>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十七条において準用する同規則第二十六条の規定により告示する。</p>	<p>区 呼子休猟</p>	<p>日野郡日南町菅沢地内の国道百八十号と町道中津合線との交差点を起点とし、同所から同町道を北西に進み、県道阿尾緑菅沢線に至り、同県道を南西及び北西に進み、町道坂原線に至り、同町道を北西に進み、鳥取県と島根県との境界に至り、同境界を東方に進み、西伯町と日南町との境界に至り、同境界を南東に進み、国道百八十号に至り、同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>日野郡日南町菅沢地内の国道百八十号と町道中津合線との交差点を起点とし、同所から同町道を北西に進み、県道阿尾緑菅沢線に至り、同県道を南西及び北西に進み、町道坂原線に至り、同町道を北西に進み、鳥取県と島根県との境界に至り、同境界を東方に進み、西伯町と日南町との境界に至り、同境界を南東に進み、国道百八十号に至り、同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>り、同山道を北西に進み、日野町と日南町との境界に至り、同境界を北方及び東方に進み、県道菅沢日野線に至り、同県道を北東及び南東に進み、県道日野溝口線に至り、同県道を南方に進み、国道百八十号に至り、同国道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	
<p>昭和六十年十一月一日から昭和六十年十月三十一日まで</p>	<p>十三年十月三十一日</p>	
<p>一、五六〇ヘクタール</p>	<p>一、五六〇ヘクタール</p>	

昭和六十年十一月一日

鳥取県知事 西尾 邑次

名称	区	域	存続期間	面積
水尻池銃 猟禁止区	気高郡気高町大字奥沢見地内の町道宝木 酒津水尻線と町道母木坂線との交差点を起 点とし、同所から町道宝木酒津水尻線を南 東に進み、町道奥沢見長丁線に至り、同町 道を南西に進み、町道奥沢見光元線に至り、 同町道を北西に進み、町道母木坂線に至り、 同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれ た一円の地域	倉吉市道米田大原線の大原橋から下流の 天神川の河川区域、倉吉市道中河原長坂線 の東橋から天神川までの小鴨川の河川区域 及び県道倉吉赤碕中山線の福光橋から小鴨 川までの国府川の河川区域	昭和六十年 十一月一日 から昭和七 十年十月三 十一日まで	三二ヘク タール
天神川銃 猟禁止区	東伯郡三朝町大字山田地内の町道山田横 手線と県道鳥取鹿野倉吉線との交差点を起 点とし、同所から同県道を東方に進み、町道			三二三ヘ クタール

三朝高原 銃猟禁止 区域	三谷線に至り、同町道を南方に進み、県宮 小鹿第二発電所の敷地とその東側の山林と の境界に至り、同境界を南西に進み、同発 電所の発電用送水管に至り、同送水管を南 西に進み、三朝高原遊歩道に至り、同遊歩 道を南東に進み、県道三朝温泉木地山線に 至り、同県道を南東に進み、三朝ゴルフ場 とその周辺の山林との境界に至り、同境界 を北方、東方、南方及び北西に進み、町道 吉尾本線に至り、同町道を北方に進み、町 道粟谷線に至り、同町道を北西に進み、町 道山田横手線に至り、同町道を北東に進み 起点に至る線に囲まれた一円の地域	米子市道下郷四号線の下郷新橋から淀江 町道亀甲佐陀線の下郷新橋までの佐陀川河川 区域のうち兩岸の堤防の裏側法肩の間の地 域	昭和六十年 十一月一日 から昭和七 十年十月三 十一日まで	二五〇ヘ クタール
佐陀川銃 猟禁止区				七ヘクタ ール

鳥取県告示第千四十七号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第二号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

昭和六十年十一月二十二日から昭和六十一年二月二十八日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存する伐採跡地を所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する根株及び枝条に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮するとともに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとする

ときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る伐採跡地の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第千四十八号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和六十年十一月五日から施行する。

昭和六十年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の株式会社扶桑相互銀行の項中

米子中央支店

米子市富

土見町二丁目

を

米子中央支店	米子市富土見町二丁目
日野橋支店	米子市蚊屋

に改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

昭和六十一年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集を次の要項により実施する。

昭和六十年十一月一日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

昭和六十一年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項

一 募集園児数 約九十人

二 応募資格

昭和五十六年四月二日から昭和五十七年四月一日までに出生した幼児

三 募集期間及び受付時間

1 募集期間 昭和六十年十一月二十七日(水)及び同月二十八日(木)

2 受付時間 十四時から十六時三十分まで

四 応募手続

1 入園志願者の保護者は、募集期間内に入園志願書を鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園(以下「県立久松幼稚園」という。)に提出しなければならない。

2 県立久松幼稚園長は、入園志願書を受理したときは、入園志願者の保護者に受付番号票を交付するものとする。

五 入園志願書の交付

1 交付の期間及び時間

(一) 交付期間 昭和六十年十一月十六日(土)及び同月十八日(月)から同月二十二日(金)まで

(二) 交付時間 八時三十分から十六時(土曜日は十二時)まで

2 交付場所 県立久松幼稚園

六 入園許可の決定方法

入園志願者数が募集園児数を超えたときは、抽選により入園の許可を決定する。

七 抽選の期日及び場所

1 期日 昭和六十年十二月五日(木) 九時

2 場所 県立久松幼稚園

八 入園許可の発表

昭和六十年十二月五日(木) 十五時に県立久松幼稚園に掲示する。

九 その他

この要項に関する質疑事項は、県立久松幼稚園(電話〇八五七―二二―三二五二)に問いあわせること。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十年十一月一日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

ばちんこ遊技機										遊技機の種類	
										型 式	
										製 造 業 者 名	
ジュピター	ワールドハンター	アスターフォー	エリマキトカゲ	ピエロ	ステーション	エリマキトカゲ	キックオフ	パンドラA	パズル一	ロボQ	ルーキーZ-オー-1A
平和工業株式会社	京楽産業株式会社	株式会社三洋物産			奥村遊機株式会社			株式会社ソフィア			